

## 第 21 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 11 月 7 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 住民バス等運行に係る運賃の取り扱いについて（企画部総合政策課）

各地区で運行している住民バスや乗合タクシー等の運賃について、運行協議会や事業者との協議が整ったことから、震災に伴う被災者の生活支援を目的に、当分の間低廉な運賃で運行するもの。

##### (1) 主な内容

##### ア 住民バス

項 目	震災前運賃	震災後	今 後	備 考
河北地区住民バス	200 円～400 円	200 円～400 円	100 円	
雄勝地区住民バス	200 円～1,000 円	0 円	100 円	
桃生地区住民バス	200 円～400 円	200 円～400 円	100 円	
北上地区住民バス	200 円～800 円	0 円	100 円	
荻浜地区住民バス	※0 円	0 円	100 円	※運賃を徴収しない代わりに協力金を充当（年 10,500 円～18,500 円・貸切り運行契約）今後当面の間は協力金を徴収しない。

##### イ 市民バス運賃

項 目	震災前運賃	震災後	今 後	備 考
牡鹿地区市民バス	200 円～400 円	0 円	100 円	

##### ウ 乗合タクシー運賃

項 目	6 月 1 日運行開始	今 後	備 考
河南地区乗合タクシー	600 円	400 円	
	400 円	300 円	

なお、一部住民バス及び市民バスについては震災後無料で運行していたが、今回の住民バス等と同額の運賃を領収することとなった。

##### (2) 今後の予定等

- ・平成 23 年 12 月 1 日からを予定。

- ・その他の乗り合いタクシー等については、各運行協議会、事業者との協議が調い次第定額運賃を適用して運行する。

## 2 入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰金額の見直しについて

(生活環境部税務課)

地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令が公布され、税制への信頼確保の観点から罰則の見直しなどが改正された。

これに伴い、市民税の不申告等に関する過料が3万円以下から10万円以下に改正されたが、入湯税についても罰金額が改正され、仙台地方検察庁との協議が調ったことから、関係条例を改正するもの。

### (1) 主な内容

- ・入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載に係る虚偽記載や、未保存における罰金刑について、市民税の不申告等の過料の額と同様3万円以下から10万円以下に引き上げる。

### (2) 今後の予定

- ・平成23年石巻市議会第4回定例会に、石巻市市税条例の改正を提案

## 3 石巻地方広域水道企業団規約の変更について (生活環境部環境課)

石巻市広域水道企業団は、東日本大震災で被災した水道施設の復旧に当たり国からの財政支援を受けることとなるが、その前提として「特別財政援助法」の規定により、構成市であり特定被災地方公共団体である本市と東松島市の災害復旧事業費の分担割合を企業団規約で定めておくとともに、これまで協定書により決定していた企業団経費の負担割合を規約で定めなければならず、地方自治法の規定により両市の議会で議決を得たあとに2市で協議し、水道企業団が県知事に届けるもの。

### (1) 主な内容

- ・水道企業団規約について以下のとおり変更するもの。
  - ①水道企業団経費に係る両市の負担割合は、給水人口割50%、給水量割50%として算出したそれぞれの按分率の合計とし、給水人口及び給水量の基準については関係市の協議により定める。
  - ②災害復旧事業に係る両市の分担割合は、石巻市80.11%、東松島市19.89%とする。

### (2) 今後の予定

- ・平成23年石巻市議会第4回定例会に提案し、議決後東松島市と協議。

## 4 子ども医療費助成の拡大について (健康部保険年金課)

これまで小学4年生までの子どもについて医療費の一部負担金の助成を実施しているところであるが、少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、助成対象を小学5・6年生の入院分について拡大するもの。

### (1) 主な内容

区分	対象者	助成対象	対象者見込数	助成見込額	実施時期
現行 (小学4年生)	0歳～10歳(10歳に達する日の属する年度の末日)	通及び入院分の自己負担額	10,458人	354,188千円	平成23年4月診療分から適用
改正後 (小学6年生)	0歳～12歳(12歳に達する日の属する年度の末日)	通院及び入院分の自己負担額(小学5・6年生については入院分のみ)	12,733人	357,369千円	平成24年4月診療分から適用

### (2) 今後の予定

- ・平成23年石巻市議会第4回定例会に石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

て提案

## 5 石巻災害危険区域の制定及び建築物の建築の制限について（建設部基盤整備課）

3月11日に発生した東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた本市の沿岸部、及び離半島部については、今後も津波、高潮の浸水リスクが高いことから、住家を安全な高台等へ移転する防災集団移転促進事業により、住民の生命や財産を守ることを基本として、現在、石巻市震災復興基本計画を策定中である。

上記防災集団移転促進事業を進めるためには、国の財政上の特別措置（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)）が不可欠である。

また、特別措置を受けるためには、従前地を住民の居住地としては適さない区域と認定し、建築基準法第39条の規定における「災害危険区域」等に指定する必要があることから、関連条例を制定するもの。

なお、条例においては指定手続きについて定め、区域指定に当たっては地域住民の合意を得た後に告示により指定することとなる。

### (1) 条例の主な内容

**第1条** 本条例の趣旨を定める。

**第2条** 災害危険区域の指定及び指定の解除方法を定める。

**第3条** 災害危険区域内における建築物の制限を定める。

**第4条** 本条例の施行に関し必要な事項の委任を定める。

### (2) 今後の予定

平成23年石巻市議会第4回定例会に提案

## 6 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会教育総務課）

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金については、震災により被災した生徒の就学機会確保のため平成23年度に限り免除できることとしてきたが、県立高校が平成24年度においても免除できることとしていることから、市立高等学校においても歩調を合わせ、平成24年度の入学者選抜手数料及び入学金を免除できるようにするもの。

### (1) 主な内容

・平成24年度においても入学者選抜手数料・入学金の免除を実施するため、石巻市立高等学校の授業料等徴収条例の附則を改正する。

### (2) 今後の予定

・平成23年石巻市議会第4回定例会に石巻市立高等学校の授業料等徴収条例の一部改正を提案

## 7 石巻市立病院建設検討委員会の設置について（市立病院）

石巻市立病院の移転再建にあたり、石巻赤十字病院との機能連携を前提として、石巻医療圏における医療提供に際しこれまで市立病院が果たしてきた役割及び今後の街づくりのビジョンとの整合性等を踏まえながら市立病院再建を検討するため、石巻市立病院建設検討委員会条例を制定し、市立病院の再建に関する基本計画の策定等に係る重要な事項を審議するもの。

### (1) 設置条例の主な内容

- ◆設置（第1条関係） 検討委員会設置目的等
- ◆所掌事務（第2条関係） 市立病院再建に関する基本計画の策定等、その他必要な事項を審議
- ◆組織（第3条関係） 委員15名以内で組織し、学識経験者、市長が必要と認める者から市長が委嘱する。
- ◆委員任期（第4条関係） 市立病院開設の日までとする。

- ◆委員長等（第5条関係） 委員の中から委員長及び副委員長を互選する。
- ◆会議（第6条関係） 会議の運営方法について規定
- ◆委任（第7条関係） その他委員会の運営に関して必要な事項は委員会に諮って定める。
- ◆施行期日（附則関係） 平成24年1月1日
- ◆その他（附則関係）

(2) 今後の予定

平成23年石巻市議会第4回定例会に石巻市立病院建設検討委員会条例を提案し、議決後、平成24年1月上旬に検討委員会を設置する予定

**[報告事項]**

**1 応急仮設（民間賃貸借上げ）住宅入居者への暖房器具の支援について（福祉部生活再建支援室）**

応急仮設（民間賃貸借上げ）住宅入居者に対する生活再建の支援として、寒さ対策用支援物資提供の民間協力が得られたことから提供を行うもの。

(1) 主な内容

- ① 冬の寒さ対策として応急仮設（民間借上げ）住宅入居世帯に暖房機器を支援配布する。
- ② 配布する暖房器具
  - ・石油ファンヒーター 1台
  - ・ホットカーペット 1台
  - ※希望によりいずれか1台
- ③ 支援団体 特定非営利活動法人 ジェン

(2) 今後の予定

- ・11月8日 入居世帯への案内書送付及び希望確認（市実施）
- ・11月下旬 支援団体による調達配送
- ・12月下旬 配送終了予定

**[その他]**

**1 仮設寄磯診療所の診療開始について（牡鹿総合支所長）**

仮設寄磯診療所が11月1日から診療開始となる。なお、11月9日に現地で開所式を開催する。

**2 県議会議員選挙実施に係る警戒配備体制について（総務部長）**

11月13日に県議会議員選挙が実施されるが、その前日及び当日の際の警戒配備態勢について、選挙事務従事者は選挙事務を優先し、それ以外の職員で対応できる体制を確保してほしい。

**3 雄勝地区における仮設商店街の開設について（雄勝総合支所長）**

雄勝地区に仮設商店街として2階建てプレハブ2棟が完成した。入居は13事業所。名称は入居者で決め「おがつ店子屋街」とした。11月19日、20日オープニングセレモニーが開催され、それにあわせて雄勝復興市が開催される。

**4 再生可能エネルギー導入状況について（生活環境部長）**

国の第3次補正において、公共施設への再生可能エネルギー導入に係る基金事業が計上されたことを受けて、公共施設への太陽光パネル設置等に補助が行われる。導入希望調査を行うので、対応をお願いしたい。

以上